

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 （仮称）ドン・キホーテ燕店  
所在地 燕市東太田字砂山2920番 外  
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）午前9時00分から翌午前0時00分  
（変更後）24時間
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から翌午前0時00分  
（変更後）24時間
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前6時00分から午後8時00分  
（変更後）午前6時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日  
令和6年5月28日
- 4 変更の理由  
テナント変更に伴う営業計画変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年3月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和6年4月23日から令和6年8月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp